

平成26年10月31日
消 防 庁

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」の一部改正

消防庁は、東日本大震災の教訓及び消防を取り巻く環境の変化等を踏まえて、「消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）」及び「消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）」を改正し、公示しました。

1 主な改正のポイント

消防力の整備指針

- 人口に基づく救急自動車の配置基準を見直し、増強配備することとしたこと（第13条）
- 大規模災害時に備え、人口規模に応じた台数の非常用車両を地域の実情に応じて配置することを明記したこと（第17条）
- 大規模災害時に消防庁舎の機能確保が困難となった場合に備え、代替施設を活用して当該機能を確保する計画を事前に策定することを明記したこと（第23条）
- 管轄人口30万以上に係る通信員の配置基準を見直すとともに、通信指令体制等を勘案して総数を増減させることができることとしたこと（第31条）
- 特定防火対象物に係る予防要員を増員し、予防業務の執行体制を強化したこと（第32条）

消防水利の基準

- 「最少限度」という表現を改め、「市町村の消防に必要な水利の基準を定めるもの」としたこと（第1条）
- 耐震性を有する消防水利を地域の実情に応じて計画的に配置することについて明記したこと（第4条）

2 添付資料

- ・ 消防力の整備指針の一部を改正する告示（平成26年消防庁告示第28号）
- ・ 消防水利の基準の一部を改正する告示（平成26年消防庁告示第29号）
- ・ 消防力の整備指針 新旧対照表
- ・ 消防水利の基準 新旧対照表



（連絡先） 消防庁消防・救急課
坂本課長補佐、西羅係長
電 話 03-5253-7522（直通）
ファクシミリ 03-5253-7532
電子メール keibou@ml.soumu.go.jp

○消防庁告示第二十八号

消防力の整備指針(平成十二年消防庁告示第一号)の一部を次のように改正する。

平成二十六年十月三十一日

消防庁長官 坂本 森男

前文中「救助体制の充実強化」の下に「、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置の実施体制の充実強化」を加え、「凶るとともに、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百二十二号)の施行等を踏まえた消防としての的確な対応」を「凶ること」に改める。

第二条第七号中「。以下「法」という。」を削り、同条第八号中「「省令」」を「「救助省令」」に改め、同条第十号中「法」を「消防法」に改める。

第三条第四号中「協力しつつ、広域的な対応体制」を「広域的な協力体制」に改める。

第四条の見出しを「(署所の数)」に改め、同条第一項中「(次項に規定する積雪寒冷地の市街地を除く。以下本条において同じ。)」を削り、「別表第一」の下に「(積雪寒冷の度の甚だしい地域(以下「積雪寒冷地」という。))にあつては、別表第二。以下この条において同じ。)」を、「掲げる市街地」の下に「の

区域内」を加え、「同表に定める」を「別表第一に定める署所の」に、「地勢」を「地勢」に、「構造等の事情」を「構造等の特性」に、「諸事情」を「地域特性」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、市街地のうちその区域内の人口が三十万を超えるもの（以下「大市街地」という。）に設置する署所の数は、当該大市街地を人口三十万単位の地域に分割し、当該分割に係る地域を一の市街地とみなして、当該地域の人口についてそれぞれ別表第一に定める署所の数を合算して得た数を基準として、地域特性を勘案した数とする。この場合において、同表中「市街地の区域内の人口」とあるのは「分割に係る地域の人口」と読み替えるものとする。

3 市街地に該当しない地域には、地域の実情に応じて当該地域に署所を設置することができる。

第四条第四項を削る。

第五条を次のように改める。

（動力消防ポンプの数）

第五条 市街地には、動力消防ポンプを配置するものとし、その数は、別表第三（積雪寒冷地にあつては、

別表第四。以下この条において同じ。）に掲げる市街地の区域内の人口について別表第三に定める消防本部又は署所及び消防団の管理する動力消防ポンプの数を基準として、地域特性を勘案した数とする。

2 前項の規定にかかわらず、大市街地に配置する動力消防ポンプの数は、当該大市街地を人口三十万単位の地域に分割し、当該分割に係る地域を一の市街地とみなして、当該地域の人口についてそれぞれ別表第三に定める消防本部又は署所及び消防団の管理する動力消防ポンプの数を合算して得た数を基準として、地域特性を勘案した数とする。この場合において、同表中「市街地の区域内の人口」とあるのは「分割に係る地域の人口」と読み替えるものとし、分割に係る地域の人口が七万未満の場合には、当該地域に配置する動力消防ポンプの数は、別表第五に掲げる分割に係る地域の人口について、同表の定めるとおりとする。

3 準市街地に配置する動力消防ポンプの数は、別表第六に掲げる準市街地の区域内の人口について同表に定める動力消防ポンプの数を基準として、地域特性を勘案した数とする。

4 前項の規定による動力消防ポンプの数は、動力消防ポンプについてそれぞれ次に掲げる口数を基礎として算出する。

消防ポンプ自動車 二口

手引動力ポンプ 一口

小型動力ポンプ 一口

5 市街地及び準市街地に該当しない地域には、地域の実情に応じて、必要な数の動力消防ポンプを配置するものとする。

6 第一項から第三項まで及び前項の規定による動力消防ポンプは、消防本部若しくは署所又は消防団が管理するものとする。

第六条及び第七条を削る。

第八条中「準市街地」の下に「の区域内」を加え、「第五条及び第六条第一項」を「及び第五条」に改め、同条を第六条とする。

第九条の見出しを「(はしご自動車)」に改め、同条第一項中「防火対象物のうち中高層建築物」の下に「の数」を加え、「又は屈折はしご自動車」を「(屈折はしご自動車を含む。以下同じ。)」に改め、同項第二号中「に隣接する」を「とその管轄区域が隣接する」に改め、「又は屈折はしご自動車」を削り、同条

第二項中「又は屈折はしご自動車」を削り、同条を第七条とする。

第十条第一項中「危険物の製造所等（危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第六条第一項に規定する「製造所等」をいう。以下同じ）を「危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第六条第一項に規定する製造所等（以下「危険物の製造所等」という）に、「原子炉設置事業所等」を「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「核原料物質等規制法」という。）第二条第四項に規定する原子炉を設置している事業所等（以下「原子炉設置事業所等」という。）」に改め、「大型化学消防車」の下に「及び大型化学高所放水車」を加え、「製造所等」を「危険物の製造所等」に改め、同項第一号中「法」を「消防法」に、「の数に応じ左に」を「の施設ごとの数に、別表第七に定める第四類危険物の五対象施設ごとの補正係数をそれぞれ乗じて得た数の合計（以下「補正後施設合計数」という。）に、第四類危険物の五対象施設の数を「補正後施設合計数」に改め、同号中ハを次のように改める。

ハ 補正後施設合計数が千以上の場合 二台に千を超える補正後施設合計数おおむね千ごとに一台を加算した台数

第十条第一項第二号中「製造所、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、屋外貯蔵所及び一般取扱所（」を「第四類危険物の五対象施設のうち」に、「を除く。」を「以外のもの」に、「左」を「次」に、「法」を「消防法」に改め、「指定数量をいう。」の下に「以下同じ。」を加え、同項第三号中「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第二十三条第一項第一号若しくは第四号に掲げる原子炉」を「核原料物質等規制法第二条第五項に規定する発電用原子炉」に、「同法第四十四条第二項第二号に規定する再処理施設」を「同条第十項に規定する再処理を行う設備若しくは附属施設」に改め、同条第三項中「備えたものは、」の下に「消防本部又は」を加え、同条を第八条とする。

第十一条の見出しを「（大型化学消防車等）」に改め、同条第一項中「政令」を「石災法施行令」に改め、「第八十四号」の下に「。以下「石災法」という。」を加え、同条第二項中「政令」を「石災法施行令」に改め、同項第一号中「石油コンビナート等災害防止法」を「石災法」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 前二項の場合において、大型化学高所放水車を一台配置したときは、大型化学消防車及び大型高所放水車をそれぞれ一台配置したものとみなす。

第十一条に次の一項を加える。

4 前三項の規定による大型化学消防車、大型高所放水車、大型化学高所放水車及び泡原液搬送車は、消防本部又は署所が管理するものとする。

第十一条を第九条とする。

第十二条中「第四条第三項若しくは第四項又は第五条第三項若しくは第四項」を「第五条第一項から第三項まで又は第五項」に改め、同条を第十条とする。

第十三条中「政令」を「石炭法施行令」に改め、同条を第十一条とする。

第十四条第一項中「地域における諸事情」を「地域特性」に、同項第二号中「重要港湾（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第二項に規定する重要港湾をいう。）等」を「港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第二項に規定する国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾」に、「当該重要港湾等」を「当該港湾」に改め、同条第二項中「消防艇は、」の下に「消防本部又は」を加え、同条を第十二条とする。

第十五条第一項中「市町村に」を「消防本部又は署所に」に、「十五万」を「十万」に、「三万」を「二

万」に、「六万」を「五万」に、「及び一世帯当たりの人口」を「高齡化の状況」に改め、同条第二項中「救急自動車は、」の下に「消防本部又は」を加え、同条を第十三条とする。

第十六条第一項中「及び消防署を置く市町村には」を「又は署所に」に、「省令」を「救助省令」に、同条第二項中「省令」を「救助省令」に、「第十九条に規定する救助工作車以外の消防用自動車等」を「消防用自動車等（第十七条第三項に規定する消防用自動車等をいう。次項において同じ。）のうち救助工作車以外のもの」に、同条第三項中「前二項」を「第一項」に改め、「救助工作車」の下に「及び前項の規定により救助工作車に代えて充てる消防用自動車等」を加え、同条を第十四条とする。

第十七条第一項中「地域における諸事情」を「地域特性」に改め、同条を第十五条とする。

第十八条第一項中「消防ポンプ自動車、第九条から第十一条まで及び前四条の規定によるはしご自動車、屈折はしご自動車、化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車、消防艇、救急自動車、救助工作車及び指揮車（以下「消防ポンプ自動車等」という。）」を「第五条、第七条から第九条まで及び前四条の規定による消防のための出動に使用する自動車等」に改め、同条を第十六条とする。

第十九条の見出しを「（非常用消防用自動車等）」に改め、同条第一項を次のように改める。

第五条の規定による消防ポンプ自動車（以下「稼働中の消防ポンプ自動車」という。）に加え、水火災等の発生時に始業の時刻から終業の時刻の間にある警防要員以外の者を動員して対処する必要がある場合（以下「非常時の場合」という。）又は稼働中の消防ポンプ自動車故障した場合等に使用するため、人口三十万以下の市町村にあつては稼働中の消防ポンプ自動車八台ごとに一台を基準とし、人口三十万を超える市町村にあつては稼働中の消防ポンプ自動車四台ごとに一台を基準として、地域の実情に応じて予備の消防ポンプ自動車（以下「非常用消防ポンプ自動車」という。）を配置するものとする。

第十九条第二項中「第十五条第一項」を「第十三条」に、「のほか」を「（以下「稼働中の救急自動車」という。）に加え」に、「おける」を「使用するため、人口三十万以下の市町村にあつては稼働中の救急自動車六台ごとに一台を基準とし、人口三十万を超える市町村にあつては稼働中の救急自動車四台ごとに一台を基準として、地域の実情に応じて予備の」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 非常時の場合又は消防用自動車等（消防ポンプ自動車、はしご自動車、化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車、救急自動車、救助工作車、指揮車、消防艇及び特殊車等をいう。以下同じ。）のうち消防ポンプ自動車及び救急自動車以外のものが故障した場合等に使用するため、地域の実情に応じて予備の消

防用自動車等を配置するものとする。

第十九条に次の一項を加える。

4 第一項の規定による非常用消防ポンプ自動車、第二項の規定による非常用救急自動車及び前項の規定による非常時の場合等に使用するための消防用自動車等（以下「非常用消防用自動車等」という。）は、消防本部又は署所が管理するものとする。

第十九条を第十七条とする。

第二十条第一項中「及び消防署を置く市町村には」を「又は署所に」に、同条第二項中「により、市町村が配置する」を「による」に改め、同条を第十八条とし、第二十一条から第二十三条までを二条ずつ繰り上げる。

第二十四条中「消防ポンプ自動車等、特殊車等、非常用消防自動車等及び非常用救急自動車の間の連絡並びに消防ポンプ自動車等、特殊車等、非常用消防自動車等及び非常用救急自動車」を「消防用自動車等の間の連絡及び消防用自動車等」に改め、「並びに消防ポンプ自動車等、特殊車等、非常用消防自動車等及び非常用救急自動車」を「及び消防用自動車等」に改め、同条を第二十二條とする。

第二十五条第一項中「地震災害時」を「地震災害及び風水害時等」に、「有するよう」を「有し、かつ、浸水による被害に耐え得るよう」に改め、同条に次の一項を加える。

3 消防本部は、大規模な地震災害及び風水害時等において、消防本部又は署所の庁舎が被災により災害応急対策の拠点としての機能を維持することが困難となった場合に備え、他の署所、公共施設等を活用して当該機能を確保する計画をあらかじめ策定するものとする。

第二十五条を第二十三条とし、第二十六条を第二十四条とし、第三章中第二十七条を第二十五条とする。

第二十八条第一項中「知識、技術及び経験を経る」を「経験を経て、それらの知識及び技術を有する」に改め、同項第四号中「救助技術」を「救助方法」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十九条の見出しを「(消防隊の隊員)」に改め、同条第三項中「、屈折はしご自動車」を削り、「それぞれ」を「はしご自動車」に改め、同条第五項中「以外のもの(」の下に「救急自動車、」を加え、「及び救助工作車」を「、救助工作車及び指揮車」に改め、同条第六項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、「、消防司令補又は消防士長」を「消防士長以上の階級にある者」に、「消防団にあつては、部長又は班長」を「消防団にあつては班長以上の階級にある者」に改め、同条第七項を削り、同条第八項中「消防司

令補又は消防士長」を「消防士長以上の階級にある者」に改め、同項を同条第七項とし、同条を第二十七条とする。

第三十条第四項中「第二項」を「第三項」に、「救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第三条に基づき救急救命士の免許を受けている者」を「救急救命士」に改め、同項を第五項とし、同条第三項中「消防司令補又は消防士長」を「消防士長以上の階級にある者」に改め、同項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 救急業務の対象となる事案が特に多い地域においては、地域の実情に応じて前項の規定による救急自動車に搭乗する救急隊の隊員の代替要員を確保するものとする。

第三十条を第二十八条とする。

第三十一条第二項中「消防司令補又は消防士長」を「消防士長以上の階級にある者」に改め、同条第三項中「前二項の規定による救助隊の隊員に加えて、消防本部若しくは署所又は」を削り、「ものとする」を「ことができる」に改め、同条を第二十九条とする。

第三十二条第二項中「消防司令長又は消防司令」を「消防司令以上の階級にある者」に改め、同条を第三

十条とする。

第三十三条第二項を次のように改める。

2 消防本部に配置する通信員の総数は、人口三十万以下の市町村にあつてはおおむね人口十万ごとに五人を基準とし、人口三十万を超える市町村にあつては十五人に人口三十万を超える人口についておおむね人口十万ごとに三人を加えた人数を基準として、通信指令体制、通信施設の機能及び緊急通報の受信件数等を勘案した数とする。

第三十三条に次の一項を加える。

3 消防本部に配置する通信員のうち、同時に通信指令管制業務に従事する職員の数は、二人以上とする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない場合に限り、当該通信員の数を一時的に減ずることができる。

第三十三条を第三十一条とする。

第三十四条第一項第一号中「法」を「消防法」に、「六百八十分の十」を「七百三十分の十二」に改め、同項第二号中「二千三百分の二」を「二千四百分の二」に改め、同項第三号中「一万七千分の三」を「二万二千分の三」に改め、同項第四号中「別表第七」を「別表第八」に、「製造所等」を「危険物の製造所等」

に改め、同条第二項中「定める」を「掲げる数を合算して得た数」に、「要員」を「予防要員」に改め、同条を第三十二条とする。

第三十五条第一項中「、屈折はしご自動車」を削り、「配置した」の下に「消防本部又は」を、「出動中であっても」の下に「消防本部又は」を加え、同条第二項中「第十二条」を「第十条」に、「管轄区域が隣接する署所」を「その管轄区域が隣接する消防署又はその出張所」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 前条第一項の規定にかかわらず、同項第二号に掲げる数に二分の一を乗じて得た数と同項第三号に掲げる数とを合算して得た数を超えない範囲内の数の予防要員については、予防業務の執行に支障のない範囲に限り、必要な数の警防要員をもって充てることができる。ただし、第一号に掲げる数から第二号に掲げる数を除いて得た数に相当する予防要員の数が二人に満たない場合は、この限りでない。

一 前条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる数を合算して得た数

二 前条第一項第二号に掲げる数の二分の一を超えない範囲内の数に相当すると認められる警防要員をもって充てることとされる予防要員の数

第三十五条に次の一項を加える。

4 前項の場合において、次の各号に掲げる業務を行うに当たっては、当該各号に定める要件を満たす警防要員をもって充てなければならない。

一 消防法第十七条に基づき消防用設備等（消火器具を除く。）の設置が義務付けられている共同住宅に對する立入検査業務 前条第三項に規定する予防技術資格者であること。

二 前号に掲げるもの以外の共同住宅に對する立入検査業務 消防学校の教育訓練の基準（平成十五年消防庁告示第三号）第五条第二項第三号に規定する予防査察科を修了した者又は同等以上の知識及び技術を有すると認められる者であること。

三 共同住宅又は一戸建て住宅に對する防火指導業務 当該業務の執行に必要な知識及び技術を有すると認められる者であること。

第三十五条を第三十三条とする。

第三十六条第一項中「人員」を「消防職員」に、同項第一号中「消防ポンプ自動車等及び特殊車等」を「消防用自動車等のうち非常用消防用自動車等以外のもの」に、「及び救助隊」を「救助隊及び指揮隊」に改め、「災害の状況に応じて、そのいずれかひとつに」を削り、「搭乗することを」の下に「消防本部

の規模及び消防用自動車等の保有状況等を勘案して消防庁長官が定めるところにより」を加え、同項第二号から第四号までを次のように改める。

二 第三十一条に規定する通信員の数

三 第三十二条第一項に規定する予防要員の数

四 消防本部及び署所の総務事務等（消防の相互応援に関する業務を含む。）の執行のために必要な消防

職員の数

第三十六条第一項第五号及び第六号を削り、同条第二項中「人員」を「消防職員」に改め、「屈折はしご自動車」を削り、「第三十四条第一項第三号に定める数に相当する要員の数を交替制により勤務する職員」を「警防要員」に、「前項第五号」を「前項第三号」に、「第三十四条第一項第三号に定める数に相当する要員の」を「警防要員をもって充てる」に改め、同条を第三十四条とする。

第三十七条中「消防団は、」の下に「地域防災力の中核として将来にわたり欠くことのできない代替性のない存在として、」を加え、「この限りでない」を「一市町村に二団以上置くことができる」に改め、同条を第三十五条とする。

第三十八条第一項中「ものとする」を「ものとし、その総数は、当該業務を円滑に遂行するために、地域の実情に応じて必要な数とする」に改め、同項第四号中「警戒、防除」を「警戒及び防除並びに災害時における住民の避難誘導等」に改め、同項第五号中「おける」の下に「警報の伝達、住民の避難誘導等」を加え、同項第六号中「地域住民」の下に「（自主防災組織等を含む。）」を、「対する」の下に「指導、」を加え、同条第二項及び第三項を削り、同条を第三十六条とし、第三十九条を第三十七条とする。

別表第一中「市街地」の下に「の区域内」を加える。

別表第二中「（第四条第二項関係）」を「（第四条第一項関係）」に改め、「市街地」の下に「の区域内」を加える。

別表第三中「（第四条第三項関係）」を「（第五条第一項関係）」に改め、「市街地」の下に「の区域内」を加え、「署所」を「消防本部又は署所」に改め、同表備考第二号中「第六条第二項」を「第五条第四項」に改める。

別表第四中「（第四条第四項関係）」を「（第五条第一項関係）」に改め、「市街地」の下に「の区域内」を加え、「署所」を「消防本部又は署所」に改め、同表備考第二号中「第六条第二項」を「第五条第四項

」に改める。

別表第五中「(第五条関係)」を「(第五条第二項関係)」に、「署所」を「消防本部又は署所」に改め、同表備考第一号中「市街地」を「分割に係る地域」に改め、同表備考第二号中「第六条第二項」を「第五条第四項」に改める。

別表第六中「(第六条関係)」を「(第五条第三項関係)」に、「準市街地の人口」を「準市街地の区域内の人口」に改め、同表備考中「第六条第二項」を「第五条第四項」に改める。

別表第七中「(第三十四条第一項第四号関係)」を「(第三十二条第一項第四号関係)」に改め、同表を別表第八とし、別表第六の次に次の一表を加える。

別表第七(第八条第一項第一号関係)

第四類危険物の五対象施設		補正係数
製造所		五・〇
屋内貯蔵所		〇・一
屋外タンク貯蔵所		一・〇

屋外貯蔵所	〇・一
一般取扱所	一・五

附 則

(施行期日)

第一条 この告示は、公布の日から施行する。

(消防団の装備の基準の一部改正)

第二条 消防団の装備の基準（昭和六十三年消防庁告示第三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第二十九条第一項及び第二項」を「第二十七条第一項及び第二項」に改める。

（消防力の整備指針第三十四条第三項に基づき、予防技術資格者の資格を定める件の一部改正）

第三条 消防力の整備指針第三十四条第三項に基づき、予防技術資格者の資格を定める件（平成十七年消防

庁告示第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十四条第三項」を「第三十二条第三項」に改める。

○消防庁告示第二十九号

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二十条第一項の規定に基づき、消防水利の基準（昭和二十九年消防庁告示第七号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十月三十一日

消防庁長官 坂本 森男

第一条中「最小限度の」を削る。

第四条第三項中「に定める配置」を「の規定に基づき配置する消防水利」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第一項及び第二項の規定に基づき消防水利を配置するに当たっては、大規模な地震が発生した場合の火災に備え、耐震性を有するものを、地域の実情に応じて、計画的に配置するものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○ 消防力の整備指針の一部を改正する件 新旧対照条文
 消防力の整備指針（平成十二年消防庁告示第一号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（前文）</p> <p>市町村においては、消防を取り巻く社会経済情勢の変化を踏まえ、今後とも、住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うするため、消防力の充実強化を着実に図っていく必要がある。</p> <p>このためには、各種の災害に的確に対応できるよう警防戦術及び資機材の高度化等の警防体制の充実強化を図るとともに、建築物の大規模化・複雑化等に伴う予防業務の高度化・専門化に対応するための予防体制の充実強化、高齢社会の進展等に伴う救急出動の増加、救急業務の高度化に対応するための救急体制の充実強化、複雑・多様化する災害における人命救助を的確に実施するための救助体制の充実強化、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置の実施体制の充実強化等を、職員の安全管理を徹底しつつ推進していく必要がある。</p> <p>さらに、地震や風水害等の大規模な自然災害等への備えを強化するため、緊急消防援助隊をはじめとする広域的な消防体制の充実を図ることが求められている。</p> <p>以下の指針は、こうした事情を踏まえて、市町村が目標とすべき消防力の整備水準を示すものであり、市町村においては、その保有する消防力の水準を総点検した上で、この指針に定める施設及び人員を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制を整備することが求められるものである。</p>	<p>（前文）</p> <p>市町村においては、消防を取り巻く社会経済情勢の変化を踏まえ、今後とも、住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うするため、消防力の充実強化を着実に図っていく必要がある。</p> <p>このためには、各種の災害に的確に対応できるよう警防戦術及び資機材の高度化等の警防体制の充実強化を図るとともに、建築物の大規模化・複雑化等に伴う予防業務の高度化・専門化に対応するための予防体制の充実強化、高齢社会の進展等に伴う救急出動の増加や救急業務の高度化に対応するための救急体制の充実強化、複雑・多様化する災害における人命救助を的確に実施するための救助体制の充実強化</p> <p>等を、職員の安全管理を徹底しつつ推進していく必要がある。</p> <p>さらに、地震や風水害等の大規模な自然災害等への備えを強化するため、緊急消防援助隊をはじめとする広域的な消防体制の充実を図るとともに、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）の施行等を踏まえた消防としての的確な対応が求められている。</p> <p>以下の指針は、こうした事情を踏まえて、市町村が目標とすべき消防力の整備水準を示すものであり、市町村においては、その保有する消防力の水準を総点検した上で、この指針に定める施設及び人員を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制を整備することが求められるものである。</p>

(定義)

第二条 この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 一六 (略)

七 消防隊 消防法(昭和二十三年法律第八十六号

一) 第二条第八号に規定する消防隊のうち、救助隊及び指揮隊以外のものをいう。

八 救助隊 救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令(昭和六十一年自治省令第二十二号。以下「救助省令」という。

一) 第一条に規定する救助隊をいう。

九 (略)

十 救急隊 消防法第二条第九号に規定する救急業務を行う消防吏員の一隊をいう。

(基本理念)

第三条 市町村は、住民の消防需要に的確に対応するため、次の各号に掲げる事項に配慮しつつ、消防力を整備するものとする。

一 一三 (略)

四 大規模な災害や武力攻撃事態等に対応するため、他の市町村、都道府県及び関係機関と広域的な協力体制を確保するとともに、住民の避難誘導等を的確に実施すること。

第二章 施設に係る指針

(署所の数)

第四条 市街地

には、署所を設置するものとし、その数は

、別表第一(積雪寒冷の度の甚だしい地域(以下「積雪寒冷地」という。))にあっては、別表第二。以下この条において同じ。)

に掲げる市街地の区域内の人口について別表第一に定める署所の

(定義)

第二条 この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 一六 (略)

七 消防隊 消防法(昭和二十三年法律第八十六号。以下「法

一」という。一) 第二条第八号に規定する消防隊のうち、救助隊及び指揮隊以外のものをいう。

八 救助隊 救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令(昭和六十一年自治省令第二十二号。以下「省令」という。一) 第

一条に規定する救助隊をいう。

九 (略)

十 救急隊 法第二条第九号に規定する救急業務を行う消防吏員の一隊をいう。

(基本理念)

第三条 市町村は、住民の消防需要に的確に対応するため、次の各号に掲げる事項に配慮しつつ、消防力を整備するものとする。

一 一三 (略)

四 大規模な災害や武力攻撃事態等に対応するため、他の市町村、都道府県及び関係機関と協力しつつ、広域的な対応体制を確保するとともに、住民の避難誘導等を的確に実施すること。

第二章 施設に係る指針

(署所及び市街地に配置する動力消防ポンプの数)

第四条 市街地(次項に規定する積雪寒冷地の市街地を除く。以下

本条において同じ。一)には、署所を設置するものとし、その数は

、別表第一に掲げる市街地の人口

について同表に定める数を基準として、地域における、地勢、

数を基準として、地域における地勢、道路事情、建築物の構造等の特性（以下「地域特性」という。）を勘案した数とする。

2 前項の規定にかかわらず、市街地のうちその区域内の人口が三十万を超えるもの（以下「大市街地」という。）に設置する署所の数は、当該大市街地を人口三十万単位の地域に分割し、当該分割に係る地域を一の市街地とみなして、当該地域の人口についてそれぞれ別表第一に定める署所の数を合算して得た数を基準として、地域特性を勘案した数とする。この場合において、同表中「市街地の区域内の人口」とあるのは「分割に係る地域の人口」と読み替えるものとする。

3 市街地に該当しない地域には、地域の実情に応じて当該地域に署所を設置することができる。

（削る）

（動力消防ポンプの数）

第五条 市街地には、動力消防ポンプを配置するものとし、その数は、別表第三（積雪寒冷地にあつては、別表第四。以下この条において同じ。）に掲げる市街地の区域内の人口について別表第三に定める消防本部又は署所及び消防団の管理する動力消防ポンプの数を基準として、地域特性を勘案した数とする。

2 前項の規定にかかわらず、大市街地に配置する動力消防ポンプの数は、当該大市街地を人口三十万単位の地域に分割し、当該分割に係る地域を一の市街地とみなして、当該地域の人口について

道路事情、建築物の構造等の事情（以下「諸事情」という。）を勘案した数とする。

2 前項の規定は、積雪寒冷の度のはなはだしい地域（以下「積雪寒冷地」という。）の市街地に設置する署所の数について準用する。この場合において、「別表第一」とあるのは「別表第二」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定は、市街地に設置する署所及び市街地の消防団が当該市街地において管理すべき動力消防ポンプの数について準用する。この場合において、第一項中「別表第一」とあるのは「別表第三」と読み替えるものとする。

4 第一項の規定は、積雪寒冷地の市街地に設置する署所及び積雪寒冷地の市街地の消防団が当該積雪寒冷地の市街地において管理すべき動力消防ポンプの数について準用する。この場合において、第一項中「別表第一」とあるのは「別表第四」と読み替えるものとする。

（人口三十万を超える市街地の署所及び動力消防ポンプの数）

第五条 人口三十万を超える市街地（次項に規定する積雪寒冷地の市街地を除く。以下本条において「大市街地」という。）に設置する署所の数は、前条第一項の規定にかかわらず、当該大市街地を人口三十万を単位とした地域に分割し、当該分割に係る地域を一の市街地とみなして、当該地域の人口についてそれぞれ別表第一に定める数を合算して得た数を基準として、地域における諸事情を勘案した数とする。この場合において、別表第一中「市街地の人口」とあるのは「分割に係る地域の人口」と読み替えるもの

それぞれ別表第三に定める消防本部又は署所及び消防団の管理する動力消防ポンプの数を合算して得た数を基準として、地域特性を勘案した数とする。この場合において、同表中「市街地の区域内の人口」とあるのは「分割に係る地域の人口」と読み替えるものとし、分割に係る地域の人口が七万未満の場合には、当該地域に配置する動力消防ポンプの数は、別表第五に掲げる分割に係る地域の人口について、同表の定めるとおりとする。

3 準市街地に配置する動力消防ポンプの数は、別表第六に掲げる準市街地の区域内の人口について同表に定める動力消防ポンプの数を基準として、地域特性を勘案した数とする。

4 前項の規定による動力消防ポンプの数は、動力消防ポンプについてそれぞれ次に掲げる口数を基礎として算出する。

消防ポンプ自動車 二口

手引動力ポンプ 一口

小型動力ポンプ 一口

5 市街地及び準市街地に該当しない地域には、地域の実情に応じて、必要な数の動力消防ポンプを配置するものとする。

6 第一項から第三項まで及び前項の規定による動力消防ポンプは、消防本部若しくは署所又は消防団が管理するものとする。

(削る)

とする。

2 前項の規定は、前条第二項の規定にかかわらず、積雪寒冷地の人口三十万を超える市街地（以下本条において「積雪寒冷地の大市街地」という。）に設置する署所の数について準用する。この場合において、「別表第一」とあるのは「別表第二」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定は、前条第三項の規定にかかわらず、大市街地に設置する署所及び大市街地の消防団が当該大市街地において管理すべき動力消防ポンプの数について準用する。この場合において、第一項中「別表第一」とあるのは「別表第三」と読み替えるものとする。ただし、分割に係る地域の人口が七万未満の場合には、当該地域に係る動力消防ポンプの数は、別表第五に掲げる分割に係る地域の人口について、同表の定めるとおりとする。

4 第一項の規定は、前条第四項の規定にかかわらず、積雪寒冷地の大市街地に設置する署所及び積雪寒冷地の大市街地の消防団が当該積雪寒冷地の大市街地において管理すべき動力消防ポンプの数について準用する。この場合において、第一項中「別表第一」とあるのは「別表第四」と読み替えるものとする。ただし、分割に係る地域の人口が七万未満の場合には、当該地域に係る動力消防ポンプの数は、別表第五に掲げる分割に係る地域の人口について、同表の定めるとおりとする。

(準市街地に配置する動力消防ポンプの数)

第六条 準市街地には、別表第六に掲げる準市街地の人口について、同表に定める数を基準として、地域における諸事情を勘案した数の動力消防ポンプを配置するものとする。

2 前項の規定による動力消防ポンプの数は、動力消防ポンプについてそれぞれ次に掲げる口数を基礎として算出する。

消防ポンプ自動車 二口

(削る)

(旅館等の割合の大きい市街地及び準市街地の特例)

第六条 市街地又は準市街地の区域内における消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号)別表第一(以下「令別表」という。)に定める(五)項イの防火対象物の数の当該市街地又は準市街地の区域内の人口に対する割合が、他の市街地又は準市街地の区域内における割合に比して著しく大きいときは、第四条及び第五条の規定の適用については、当該市街地又は準市街地の区域内の人口に、次の算式により算出された人口を加えた数を当該市街地又は準市街地の区域内の人口とみなす。

$$P = (a - 0.64p) / 31$$

(この算式において、P、p及びaは、それぞれ次の数値を表すものとする。)

P 加算する人口(小数点一位以下は、切り捨てる。)

p 当該市街地又は準市街地の区域内の人口

a 当該市街地又は準市街地の区域内における令別表に定める(五)

(項イの防火対象物の延べ面積の合計の数値(二平方メートル未満は、切り捨てる。))

手引動力ポンプ	一口
小型動力ポンプ	一口

3| 第一項の規定による動力消防ポンプは、地域の実情に応じて署所又は消防団が管理するものとする。

(市街地に該当しない地域における消防力)

第七条 市街地に該当しない地域には、地域の実情に応じて当該地域に署所を設置することができる。

2| 市街地及び準市街地に該当しない地域には、当該地域の実情に応じて、必要な数の動力消防ポンプを配置し、署所又は消防団がこれを管理するものとする。

(旅館等の割合の大きい市街地及び準市街地の特例)

第八条 市街地又は準市街地の区域内における消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号)別表第一(以下「令別表」という。)に定める(五)項イの防火対象物の数の当該市街地又は準市街地の区域内の人口に対する割合が、他の市街地又は準市街地の区域内における割合に比して著しく大きいときは、第四条、第五条及び第六条第一項の規定の適用については、当該市街地又は準市街地の人口に、次の算式により算出された人口を加えた数を当該市街地又は準市街地の人口とみなす。

$$P = (a - 0.64p) / 31$$

(この算式において、P、p及びaは、それぞれ次の数値を表すものとする。)

P 加算する人口(小数点一位以下は、切り捨てる。)

p 当該市街地又は準市街地の人口

a 当該市街地又は準市街地の区域内における令別表に定める(五)

(項イの防火対象物の延べ面積の合計の数値(二平方メートル未満は、切り捨てる。))

(はしご自動車)

第七条 高さ十五メートル以上の建築物（以下「中高層建築物」という。）の火災の鎮圧等のため、一の消防署の管轄区域に中高層建築物の数がおおむね十棟以上、又は令別表中（一）項、（四）項、（五）項イ及び（六）項イ等に掲げる防火対象物のうち中高層建築物の数がおおむね五棟以上ある場合には、はしご自動車（屈折はしご自動車を含む。以下同じ。）一台以上を当該消防署又はその出張所に配置するものとする。ただし、当該消防署の管轄区域が次の各号のいずれにも該当し、かつ、延焼防止のための消防活動に支障のない場合には、この限りでない。

一 (略)

二 当該消防署の管轄区域に存する中高層建築物における火災等において、当該消防署とその管轄区域が隣接する消防署又はその出張所に配置されたはしご自動車 が出動から現場での活動の開始まで三十分未満で完了することができること。

2 前項の規定によるはしご自動車 は、署所が管理するものとする。

(化学消防車)

第八条 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第六条第一項に規定する製造所等（以下「危険物の製造所等」という。）及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号。以下「核原料物質等規制法」という。）第二条第四項に規定する原子炉を設置している事業所等（以下「原子炉設置事業所等」という。）の火災の鎮圧のため、化学消防車（大型化学消防車及び大型化学高所放水車を含む。以下同じ。）を配置するものとし、その数は、次の各号に

(はしご自動車又は屈折はしご自動車)

第九条 高さ十五メートル以上の建築物（以下「中高層建築物」という。）の火災の鎮圧等のため、一の消防署の管轄区域に中高層建築物の数がおおむね十棟以上、又は令別表中（一）項、（四）項、（五）項イ及び（六）項イ等に掲げる防火対象物のうち中高層建築物 がおおむね五棟以上ある場合には、はしご自動車又は屈折はしご自動車一台以上を当該消防署又はその出張所に配置するものとする。ただし、当該消防署の管轄区域が次の各号のいずれにも該当し、かつ、延焼防止のための消防活動に支障のない場合には、この限りでない。

一 (略)

二 当該消防署の管轄区域に存する中高層建築物における火災等において、当該消防署に隣接する消防署又はその出張所に配置されたはしご自動車又は屈折はしご自動車が出動から現場での活動の開始まで三十分未満で完了することができること。

2 前項の規定によるはしご自動車又は屈折はしご自動車は、署所が管理するものとする。

(化学消防車)

第十条 危険物の製造所等（危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第六条第一項に規定する「製造所等」をいう。以下同じ。）及び原子炉設置事業所等の火災の鎮圧のため、化学消防車（大型化学消防車 を含む。以下同じ。）を配置するものとし、その数は、次の各号に掲げる数を合算して得た数を基準として、市町村に存する製造所等及び原子炉設置事業所等の数、規模、種類等を勘案した数とする。

掲げる数を合算して得た数を基準として、市町村に存する危険物の製造所等及び原子炉設置事業所等の数、規模、種類等を勘案した数とする。

一 消防法別表第一に定める第四類の危険物を貯蔵し、又は取り扱う製造所、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、屋外貯蔵所及び一般取扱所（以下「第四類危険物の五対象施設」という。）の施設ごとの数に、別表第七に定める第四類危険物の五対象施設ごとの補正係数をそれぞれ乗じて得た数の合計（以下「補正後施設合計数」という。）に応じ次に掲げる台数

イ 補正後施設合計数が五十以上五百未満の場合 一台

ロ 補正後施設合計数が五百以上千未満の場合 二台

ハ 補正後施設合計数が千以上の場合 二台に千を超える補正後施設合計数をおおむね千ごとに一台を加算した台数

二 第四類危険物の五対象施設のうち危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）第四十七条の四に該当するもの以外のものにおいて貯蔵し、又は取り扱う第四類危険物の貯蔵最大数量及び取扱最大数量を合算して得た数量（以下「第四類危険物の最大貯蔵・取扱量」という。）に応じ、次に掲げる台数（ただし、第四類危険物の最大貯蔵・取扱量が指定数量（消防法第九条の四第一項に規定する指定数量をいう。以下同じ。）の六万倍未満の場合において、同一事業所の屋外タンク貯蔵所で第四類の危険物を貯蔵する最大数量が千キロリットルを超えるときには一台）

イゝハ（略）

三 核原料物質等規制法第二条第五項に規定する発電用原子炉を設置している工場若しくは事業所又は同条第十項に規定する再

一 法別表第一に定める第四類の危険物を貯蔵し、又は取り扱う製造所、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、屋外貯蔵所及び一般取扱所（以下「第四類危険物の五対象施設」という。）の数に応じ左に掲げる台数

イ 第四類危険物の五対象施設の数が五十以上五百未満の場合 一台

ロ 第四類危険物の五対象施設の数が五百以上千未満の場合 二台

ハ 第四類危険物の五対象施設の数が千以上の場合、二台に千を超える第四類危険物の五対象施設の数をおおむね千ごとに一台を加算した台数

二 製造所、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、屋外貯蔵所及び一般取扱所（危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）第四十七条の四に該当するものを除く。）において貯蔵し、又は取り扱う第四類危険物の貯蔵最大数量及び取扱最大数量を合算して得た数量（以下「第四類危険物の最大貯蔵・取扱量」という。）に応じ、左に掲げる台数（ただし、第四類危険物の最大貯蔵・取扱量が指定数量（法第九条の四第一項に規定する指定数量をいう。）の六万倍未満の場合において、同一事業所の屋外タンク貯蔵所で第四類の危険物を貯蔵する最大数量が千キロリットルを超えるときには一台）

イゝハ（略）

三 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第六十六号）第二十三条第一項第一号若しく

処理を行う設備若しくは附属施設を設置している工場若しくは事業所の数が一以上の場合 一台

2 (略)

3 第一項の規定による化学消防車及び前項の規定による消防ポンプ自動車に泡を放出することができる装置を備えたものは、消防本部又は署所が管理するものとする。

(大型化学消防車等)

第九条 市町村の区域内に、石油コンビナート等災害防止法施行令(昭和五十一年政令第二百二十九号。以下「石災法施行令」という。第八條第一項に規定する屋外貯蔵タンクを設置している石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号。以下「石災法」という。))第二条第六号に規定する特定事業所(以下「特定事業所」という。)がある場合には、大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車をそれぞれ一台配置するものとする。ただし、他の市町村からこれらの応援出動を受けることができる場合等には、この限りでない。

2 市町村の区域内に、石災法施行令第八条第一項の規定により大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車をそれぞれ二台以上備え付けなければならない特定事業所(特定事業所に石災法施行令第八条第二項に規定する送泡設備付きタンクがある場合には、当該特定事業所の当該送泡設備付きタンクに送泡設備がないものとみなしたときに同条第一項の規定により備え付けなければならない台数を、当該特定事業所に備え付けなければならないそれぞれの台数とみなす。)があり、かつ、当該市町村が次の各号のいずれにも該当する場合には、前項の規定にかかわらず大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車をそれぞれ二台配置するものとする。

は第四号に掲げる原子炉を設置している工場若しくは事業所又は同法第四十四条第二項第二号に規定する再処理施設を設置している工場若しくは事業所の数が一以上の場合 一台

2 (略)

3 第一項の規定による化学消防車及び前項の規定による消防ポンプ自動車に泡を放出することができる装置を備えたものは、署所が管理するものとする。

(大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車)

第十一条 市町村の区域内に、石油コンビナート等災害防止法施行令(昭和五十一年政令第二百二十九号。以下「政令」という。))第八条第一項に規定する屋外貯蔵タンクを設置している石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号。以下「特定事業所」という。))第二条第六号に規定する特定事業所(以下「特定事業所」という。)がある場合には、大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車をそれぞれ一台配置するものとする。ただし、他の市町村からこれらの応援出動を受けることができる場合等には、この限りでない。

2 市町村の区域内に、政令第八条第一項の規定により大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車をそれぞれ二台以上備え付けなければならない特定事業所(特定事業所に政令第八条第二項に規定する送泡設備付きタンクがある場合には、当該特定事業所の当該送泡設備付きタンクに送泡設備がないものとみなしたときに同条第一項の規定により備え付けなければならない台数を、当該特定事業所に備え付けなければならないそれぞれの台数とみなす。)があり、かつ、当該市町村が次の各号のいずれにも該当する場合には、前項の規定にかかわらず大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車をそれぞれ二台配置するものとする。

一 当該市町村の区域内にある石油コンビナート等特別防災区域（石炭法第二条第二号に規定する石油コンビナート等特別防災区域をいう。以下同じ。）に係る石油の最大貯蔵・取扱量が四百万キロリットル以上であること。

二 (略)

3 前二項の場合において、大型化学高所放水車を一台配置したときは、大型化学消防車及び大型高所放水車をそれぞれ一台配置したものとみなす。

4 前三項の規定による大型化学消防車、大型高所放水車、大型化学高所放水車及び泡原液搬送車は、消防本部又は署所が管理するものとする。

(化学消防車の消防ポンプ自動車への換算)

第十条 前二条の規定により化学消防車を配置する場合には、地域の実情に応じて、化学消防車を消防ポンプ自動車とみなして、第五条第一項から第三項まで又は第五項の規定による消防ポンプ自動車の数を減ずることができる。

(泡消火薬剤)

第十一条 市町村の区域内の第四類危険物の五対象施設の数、第四類危険物の最大貯蔵・取扱量、原子炉設置事業所等の数、特定事業所の数並びに石炭法施行令第八条に規定する屋外貯蔵タンクの型、直径及びそのタンクに貯蔵する石油の種類等を勘案し、必要な量の泡消火薬剤を備蓄するものとする。

(消防艇)

第十二条 水域に接した地域の火災の鎮圧等のため、消防艇を配置するものとし、その数は次の各号に掲げる数を合算して得た数を基準として、地域特性を勘案した数とする。

一 当該市町村の区域内にある石油コンビナート等特別防災区域（石油コンビナート等災害防止法第二条第二号に規定する石油コンビナート等特別防災区域をいう。以下同じ。）に係る石油の最大貯蔵・取扱量が四百万キロリットル以上であること。

二 (略)

3 前二項の規定により、市町村が配置する大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車は、署所が管理するものとする。

(新設)

(化学消防車の消防ポンプ自動車への換算)

第十二条 前二条の規定により化学消防車を配置する場合には、地域の実情に応じて、化学消防車を消防ポンプ自動車とみなして、第四条第三項若しくは第四項又は第五条第三項若しくは第四項の規定による消防ポンプ自動車の数を減ずることができる。

(泡消火薬剤)

第十三条 市町村の区域内の第四類危険物の五対象施設の数、第四類危険物の最大貯蔵・取扱量、原子炉設置事業所等の数、特定事業所の数並びに政令第八条に規定する屋外貯蔵タンクの型、直径及びそのタンクに貯蔵する石油の種類等を勘案し、必要な量の泡消火薬剤を備蓄するものとする。

(消防艇)

第十四条 水域に接した地域の火災の鎮圧等のため、消防艇を配置するものとし、その数は次の各号に掲げる数を合算して得た数を基準として、地域における諸事情を勘案した数とする。

一 (略)

二 市町村の区域内に港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)

第二条第二項に規定する国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾がある場合には、当該港湾における火災の鎮圧等に、必要と認められる隻数

2 前項の規定による消防艇は、消防本部又は署所が管理するものとする。

(救急自動車)

第十三条 消防本部又は署所に配置する救急自動車の数は、人口十万人以下の市町村にあってはおおむね人口二万ごとに一台を基準とし、人口十万を超える市町村にあっては五台に人口十万を超える人口についておおむね人口五万ごとに一台を加算した台数を基準として、当該市町村の昼間人口、高齢化の状況、救急業務に係る出動の状況等を勘案した数とする。

2 前項の規定による救急自動車は、消防本部又は署所が管理するものとする。

(救助工作車)

第十四条 消防本部又は署所に、救助省令第三条に規定する救助隊の配置基準数(同条第二項による増減を行った場合には、当該増減後の配置基準数とする。次項において同じ。)と同数の救助工作車を配置するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、救助隊の配置基準数から救助省令第四条に規定する数(同条第二項による増減を行った場合には、当該増減後の数とする。)を控除した数については、救助工作車に代えて、同様の救助器具積載能力を有する消防用自動車等(第十七条第三項に規定する消防用自動車等をいう。次項において同じ。)のうち救助工作車以外のものを充て、前項の規定により配置

一 (略)

二 市町村の区域内に重要港湾(港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第二項に規定する重要港湾をいう。)等がある場合には、当該重要港湾等における火災の鎮圧等に、必要と認められる隻数

2 前項の規定による消防艇は、署所が管理するものとする。

(救急自動車)

第十五条 市町村に配置する救急自動車の数は、人口十五万人以下の市町村にあってはおおむね人口三万ごとに一台を基準とし、人口十五万を超える市町村にあっては五台に人口十五万を超える人口についておおむね人口六万ごとに一台を加算した台数を基準として、当該市町村の昼間人口及び一世帯当たりの人口、救急業務に係る出動の状況等を勘案した数とする。

2 前項の規定による救急自動車は、署所が管理するものとする。

(救助工作車)

第十六条 消防本部及び消防署を置く市町村には、省令第三条に規定する救助隊の配置基準数(同条第二項による増減を行った場合には、当該増減後の配置基準数とする。次項において同じ。)と同数の救助工作車を配置するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、救助隊の配置基準数から省令第四条に規定する数(同条第二項による増減を行った場合には、当該増減後の数とする。)を控除した数については、救助工作車に代えて、同様の救助器具積載能力を有する第十九条に規定する救助工作車以外の消防用自動車等を充て、前項の規定により配置するものとされる救助工作車の台数から減ずることができる。

するものとされる救助工作車の台数から減ずることができ。

3 第一項の規定による救助工作車及び前項の規定により救助工作車に代えて充てる消防用自動車等は、消防本部又は署所が管理するものとする。

(指揮車)

第十五条 災害現場において指揮活動を行うため、指揮車を配置するものとし、その数は市町村における消防署の数と同数を基準として、地域特性を勘案した数とする。

2 (略)

(特殊車等)

第十六条 第五条、第七条から第九条まで及び前四条の規定による消防のための出動に使用する自動車等のほか、火災の鎮圧、災害の防除等のため、排煙車、林野火災工作車、防災工作車、後方支援車、航空機等（以下「特殊車等」という。）を地域の実情に応じて配置するものとする。

2 (略)

(非常用消防用自動車等)

第十七条 第五条の規定による消防ポンプ自動車（以下「稼働中の消防ポンプ自動車」という。）に加え、水火災等の発生時に始業の時刻から終業の時刻の間にある警防要員以外の者を動員して対処する必要がある場合（以下「非常時の場合」という。）又は稼働中の消防ポンプ自動車故障した場合等に使用するため、人口三十万以下の市町村にあっては稼働中の消防ポンプ自動車八台ごとに一台を基準とし、人口三十万を超える市町村にあっては稼働

3 前二項の規定による救助工作車

は、消防本部又は署所が管理するものとする。

(指揮車)

第十七条 災害現場において指揮活動を行うため、指揮車を配置するものとし、その数は市町村における消防署の数と同数を基準として、地域における諸事情を勘案した数とする。

2 (略)

(特殊車等)

第十八条 消防ポンプ自動車、第九条から第十一条まで及び前四条の規定によるはしご自動車、屈折はしご自動車、化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車、消防艇、救急自動車、救助工作車及び指揮車（以下「消防ポンプ自動車等」という。）のほか、火災の鎮圧、災害の防除等のため、排煙車、林野火災工作車、防災工作車、後方支援車、航空機等（以下「特殊車等」という。）を地域の実情に応じて配置するものとする。

2 (略)

(非常用消防自動車等及び非常用救急自動車)

第十九条 救急自動車を除く消防ポンプ自動車等及び特殊車等（以下「消防用自動車等」という。）のほか、水火災等の発生時に交替により勤務する職員のうち始業の時刻から終業の時刻の間にある者以外の者を動員して水火災等に対処する必要がある場合に当該職員が搭乗するための消防用自動車等及び稼働中の消防用自動車等が故障した場合における消防用自動車等（以下「非常用消防自動車等」という。）を地域の実情に応じて配置するものと

中の消防ポンプ自動車四台ごとに一台を基準として、地域の実情に応じて予備の消防ポンプ自動車（以下「非常用消防ポンプ自動車」という。）を配置するものとする。

2 第十三条の規定による救急自動車（以下「稼働中の救急自動車」という。）に加え、多数の傷病者が発生した場合又は稼働中の救急自動車故障した場合等に使用するため、人口三十万以下の市町村にあつては稼働中の救急自動車六台ごとに一台を基準とし、人口三十万を超える市町村にあつては稼働中の救急自動車四台ごとに一台を基準として、地域の実情に応じて予備の救急自動車（以下「非常用救急自動車」という。）を配置するものとする。

3 非常時の場合又は消防用自動車等（消防ポンプ自動車、はしご自動車、化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車、救急自動車、救助工作車、指揮車、消防艇及び特殊車等をいう。以下同じ。）のうち消防ポンプ自動車及び救急自動車以外のものが故障した場合等に使用するため、地域の実情に応じて予備の消防用自動車等を配置するものとする。

4 第一項の規定による非常用消防ポンプ自動車、第二項の規定による非常用救急自動車及び前項の規定による非常時の場合等に使用するための消防用自動車等（以下「非常用消防用自動車等」という。）は、消防本部又は署所が管理するものとする。

（NBC災害対応資機材）

第十八条 消防本部又は署所に、当該市町村の人口規模、国際空港等及び原子力施設等の立地その他の地域の実情に応じて、放射性物質、生物剤及び化学剤による災害に対応するための資機材（以下「NBC災害対応資機材」という。）を配置するものとする。

2 前項の規定によるNBC災害対応資機材は、消防本部又は署所が管理するものとする。

する。

2 第十五条第一項の規定による救急自動車のほか、多数の傷病者が発生した場合又は稼働中の救急自動車故障した場合等における救急自動車（以下「非常用救急自動車」という。）を配置するものとする。

3 第一項の規定による非常用消防自動車等及び前項の規定による非常用救急自動車は、消防本部又は署所が管理するものとする。

（新設）

（NBC災害対応資機材）

第二十条 消防本部及び消防署を置く市町村には、当該市町村の人口規模、国際空港等及び原子力施設等の立地その他の地域の実情に応じて、放射性物質、生物剤及び化学剤による災害に対応するための資機材（以下「NBC災害対応資機材」という。）を配置するものとする。

2 前項の規定により、市町村が配置するNBC災害対応資機材は、消防本部又は署所が管理するものとする。

第十九条～第二十一条 (略)

(消防救急無線設備)

第二十二條 消防本部と消防用自動車等の間の連絡及び消防用自動車等の相互の連絡のため、消防本部及び消防用自動車等に、消防救急無線設備を設置するものとする。

(消防本部及び署所の耐震化等)

第二十三條 消防本部及び署所の庁舎は、地震災害及び風水害時等において災害応急対策の拠点としての機能を適切に發揮するため、十分な耐震性を有し、かつ、浸水による被害に耐え得るよう整備するものとする。

2 (略)

3 消防本部は、大規模な地震災害及び風水害時等において、消防本部又は署所の庁舎が被災により災害応急対策の拠点としての機能を維持することが困難となった場合に備え、他の署所、公共施設等を活用して当該機能を確保する計画をあらかじめ策定するものとする。

第二十四条 (略)

第三章 人員に係る指針

第二十五条 (略)

(消防職員の職務能力)

第二十一条～第二十三条 (略)

(消防救急無線設備)

第二十四條 消防本部と消防ポンプ自動車等、特殊車等、非常用消防自動車等及び非常用救急自動車の間の連絡並びに消防ポンプ自動車等、特殊車等、非常用消防自動車等の相互の連絡のため、消防本部並びに消防ポンプ自動車等、特殊車等、非常用消防自動車等及び非常用救急自動車に、消防救急無線設備を設置するものとする。

(消防本部及び署所の耐震化等)

第二十五條 消防本部及び署所の庁舎は、地震災害時において災害応急対策の拠点としての機能を適切に發揮するため、十分な耐震性を有するよう整備するものとする。

2 (略)

(新設)

第二十六条 (略)

第三章 人員に係る指針

第二十七条 (略)

(消防職員の職務能力)

第二十六条 消防職員は、第三条各号に掲げる事項を実施することができるよう、訓練を受けること等を通じ、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める能力を備え、その専門性を高めるとともに、複数の業務の経験を経て、それらの知識及び技術を有することにより、職務能力を総合的に高めるよう努めるものとする。

- 一 一三 (略)
- 四 救助隊の隊員 救助資機材等の取扱い及び各種災害における救助方法等に関する知識及び技術を有し、人命救助等の活動を的確に行うことができる能力

(消防隊の隊員)

第二十七条 (略)

- 2 (略)
- 3 はしご自動車 (市街地に該当しない地域に設置した署所に配置するものを除く。)に搭乗する消防隊の隊員の数は、はしご自動車一台につき五人とする。ただし、当該車両にはしご操作時の障害監視を軽減するための自動停止装置を有し、かつ、他の消防隊又は救助隊との連携活動が事前に計画されている場合にあつては、当該消防隊の隊員の数を四人とすることができる。
- 4 (略)
- 5 消防用自動車等のうち第一項、第三項及び前項に規定するもの以外のもの(救急自動車、航空機のうち救急業務に用いる航空機(以下「救急用航空機」という。))、救助工作車及び指揮車を除く。)に搭乗する消防隊の隊員の数は、それぞれの機能を十分に發揮できると認められる数とする。

6 第一項及び第二項の規定による消防隊の隊員のうち、一人は、消防本部及び署所にあつては消防士長以上の階級にある者とし、

第二十八条 消防職員は、第三条各号に掲げる事項を実施することができるよう、訓練を受けること等を通じ、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める能力を備え、その専門性を高めるとともに、複数の業務の知識、技術及び経験を経ることにより、職務能力を総合的に高めるよう努めるものとする。

- 一 一三 (略)
- 四 救助隊の隊員 救助資機材等の取扱い及び各種災害における救助技術等に関する知識及び技術を有し、人命救助等の活動を的確に行うことができる能力

(消防ポンプ自動車の搭乗員等)

第二十九条 (略)

- 2 (略)
- 3 はしご自動車、屈折はしご自動車(市街地に該当しない地域に設置した署所に配置するものを除く。)に搭乗する消防隊の隊員の数は、それぞれ一台につき五人とする。ただし、当該車両にはしご操作時の障害監視を軽減するための自動停止装置を有し、かつ、他の消防隊又は救助隊との連携活動が事前に計画されている場合にあつては、当該消防隊の隊員の数を四人とすることができる。
- 4 (略)
- 5 消防用自動車等のうち第一項、第三項及び前項に規定するもの以外のもの(航空機のうち救急業務に用いる航空機(以下「救急用航空機」という。))及び救助工作車を除く。)に搭乗する消防隊の隊員の数は、それぞれの機能を十分に發揮できると認められる数とする。

6 第一項の規定による消防隊の隊員のうち、一人は、消防本部及び署所にあつては、消防司令補又は消防士長とし、消

消防団にあつては班長以上の階級にある者とするものとする。
(削除)

7| 第三項及び第四項の規定による消防隊の隊員のうち、一人は、
消防士長以上の階級にある者とするものとする。

(救急隊の隊員)

第二十八條 救急自動車に搭乗する救急隊の隊員の数は、救急自動車一台につき三人とする。ただし、傷病者を一の医療機関から他の医療機関へ搬送する場合であつて、これらの医療機関に勤務する医師、看護師、准看護師又は救急救命士が救急自動車に同乗しているときは、救急自動車一台につき二人とすることができる。

2| 救急業務の対象となる事案が特に多い地域においては、地域の
実情に依りて前項の規定による救急自動車に搭乗する救急隊の隊
員の代替要員を確保するものとする。

3| (略)

4| 第一項の規定による救急自動車に搭乗する救急隊の隊員のうち
、一人は、消防士長以上の階級にある者とするものとする。

5| 第一項の規定による救急自動車及び第三項の規定による救急用
航空機に搭乗する救急隊の隊員のうち、一人以上は、救急救命士
とするものとする。

(救助隊の隊員等)

第二十九條 (略)

2 前項の規定による救助工作車に搭乗する救助隊の隊員のうち、
一人は、消防士長以上の階級にある者とするものとする。

3 人命救助を必要とする災害又は事故が多発する地域においては
、
消防団に地域の実情に依りて必要と認められる数の救助

消防団にあつては、部長又は班長とするものとする。

7| 第二項の規定による消防隊の隊員のうち、一人は、班長
とするものとする。

8| 第三項及び第四項の規定による消防隊の隊員のうち、一人は、
消防司令補又は消防士長とするものとする。

(救急隊の隊員)

第三十條 救急自動車に搭乗する救急隊の隊員の数は、救急自動車
一台につき三人とする。ただし、傷病者を一の医療機関から他の
医療機関へ搬送する場合であつて、これらの医療機関に勤務する
医師、看護師、准看護師又は救急救命士が救急自動車に同乗して
いるときは、救急自動車一台につき二人とすることができる。
(新設)

2| (略)

3| 第一項の規定による救急自動車に搭乗する救急隊の隊員のうち
、一人は、消防司令補又は消防士長とするものとする。

4| 第一項の規定による救急自動車及び第二項の規定による救急用
航空機に搭乗する救急隊の隊員のうち、一人以上は、救急救命士
法(平成三年法律第三十六号)第三条に基づき救急救命士の免許
を受けている者とするものとする。

(救助隊の隊員等)

第三十一條 (略)

2 前項の規定による救助工作車に搭乗する救助隊の隊員のうち、
一人は、消防司令補又は消防士長とするものとする。

3 人命救助を必要とする災害又は事故が多発する地域においては
、前二項の規定による救助隊の隊員に加えて、消防本部若しくは
署所又は消防団に地域の実情に依りて必要と認められる数の救助

のための要員を配置することができる。

(指揮隊の隊員)

第三十条 (略)

- 2 前項の規定による指揮車に搭乗する指揮隊の隊員のうち、一人は、消防司令以上の階級にある者とする。

(通信員)

第三十一条 (略)

- 2 消防本部に配置する通信員の総数は、人口三十万以下の市町村にあつてはおおむね人口十万ごとに五人を基準とし、人口三十万を超える市町村にあつては十五人に人口三十万を超える人口についておおむね人口十万ごとに三人を加えた人数を基準として、通信指令体制、通信施設の機能及び緊急通報の受信件数等を勘案した数とする。

- 3 消防本部に配置する通信員のうち、同時に通信指令管制業務に従事する職員の数は、二人以上とする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない場合に限り、当該通信員の数を一時的に減ずることができ。

(消防本部及び署所の予防要員)

第三十二条 (略)

- 一 市町村に存する特定防火対象物（消防法第十七条の二の五第二項第四号に規定する特定防火対象物をいう。以下同じ。）の数に七百三十分の十二を乗じて得た数
- 二 市町村に存する特定防火対象物以外の防火対象物の数に二千四百分の二を乗じて得た数
- 三 市町村に存する一戸建ての住宅の数に二万二千分の三を乗じて得た数

のための要員を配置するものとする。

(指揮隊の隊員)

第三十二条 (略)

- 2 前項の規定による指揮車に搭乗する指揮隊の隊員のうち、一人は、消防司令長又は消防司令とする。

(通信員)

第三十三条 (略)

- 2 消防本部に配置する通信員の総数は、おおむね人口十万ごとに五人とし、そのうち、常時、通信指令管制業務に従事する職員の数は、二人以上とする。ただし、通信施設の機能等により、効率的な対応が可能な場合にあっては、当該通信員の総数を減ずることができ。

(新設)

(消防本部及び署所の予防要員)

第三十四条 (略)

- 一 市町村に存する特定防火対象物（法第十七条の二の五第二項第四号に規定する特定防火対象物をいう。以下同じ。）の数に六百八十分の十を乗じて得た数
- 二 市町村に存する特定防火対象物以外の防火対象物の数に二千三百分の二を乗じて得た数
- 三 市町村に存する一戸建ての住宅の数に一万七千分の三を乗じて得た数

- 四 市町村に設置されている別表第八に掲げる危険物の製造所等の区分に応じた危険物の製造所等の数に、同表に定める補正係数をそれぞれ乗じて得た数の合計を百五十で除して得た数
- 2 前項の場合において、同項第一号、第二号及び第四号に掲げる数を合算して得た数に相当する予防要員の数は、二人以上とする。

3 (略)

(兼務の基準)

第三十三条 消防ポンプ自動車、はしご自動車

又は化学消防車及び救急自動車を配置した消防本部又は署所の管轄区域において、当該救急自動車の出動中に火災が発生する頻度がおおむね二年に一回以下であり、当該救急自動車が出動中であっても当該消防本部又は当該署所ごとに消防ポンプ自動車、はしご自動車 又は化学消防車の速やかな出動に必要な消防隊の隊員を確保でき、かつ、当該救急自動車に搭乗する専任の救急隊の隊員を配置することが困難である場合には、当該消防ポンプ自動車、はしご自動車 又は化学消防車に搭乗する消防隊の隊員は、救急自動車に搭乗する救急隊の隊員と兼ねることができる。

- 2 消防ポンプ自動車(第十条の規定により消防ポンプ自動車とみなされる化学消防車を含む。以下この項において同じ。)及び救急自動車を配置した都市部の署所の管轄区域において当該救急自動車の出動中に火災が発生した場合において、当該署所とその管轄区域が隣接する消防署又はその出張所(以下この項において「隣接署所」という。)に配置された消防ポンプ自動車の出動によって延焼防止のための消防活動を支障なく行うことができ、当該署所の消防ポンプ自動車及び救急自動車の出動状況等を隣接署所において常時把握することができる体制を有し、かつ、当該救急

- 四 市町村に設置されている別表第七に掲げる危険物の製造所等の区分に応じた製造所等の数に、同表に定める補正係数をそれぞれ乗じて得た数の合計を百五十で除して得た数
- 2 前項の場合において、同項第一号、第二号及び第四号に定める数に相当する要員の数は、二人以上とする。

3 (略)

(兼務の基準)

第三十五条 消防ポンプ自動車、はしご自動車、屈折はしご自動車

又は化学消防車及び救急自動車を配置した 署所の管轄区域において、当該救急自動車の出動中に火災が発生する頻度がおおむね二年に一回以下であり、当該救急自動車が出動中であっても 当該署所ごとに消防ポンプ自動車、はしご自動車、屈折はしご自動車又は化学消防車の速やかな出動に必要な消防隊の隊員を確保でき、かつ、当該救急自動車に搭乗する専任の救急隊の隊員を配置することが困難である場合には、当該消防ポンプ自動車、はしご自動車、屈折はしご自動車又は化学消防車に搭乗する消防隊の隊員は、救急自動車に搭乗する救急隊の隊員と兼ねることができる。

- 2 消防ポンプ自動車(第十二条の規定により消防ポンプ自動車とみなされる化学消防車を含む。以下この項において同じ。)及び救急自動車を配置した都市部の署所の管轄区域において当該救急自動車の出動中に火災が発生した場合において、当該署所と管轄区域が隣接する署所(以下この項において「隣接署所」という。)に配置された消防ポンプ自動車の出動によって延焼防止のための消防活動を支障なく行うことができ、当該署所の消防ポンプ自動車及び救急自動車の出動状況等を隣接署所において常時把握することができる体制を有し、かつ、当該救急自動車に搭乗する専

自動車に搭乗する専任の救急隊の隊員を配置することが困難である場合には、当該消防ポンプ自動車に搭乗する消防隊の隊員は、救急自動車に搭乗する救急隊の隊員と兼ねることができる。

3 前条第一項の規定にかかわらず、同項第二号に掲げる数に二分の一を乗じて得た数と同項第三号に掲げる数とを合算して得た数を超えない範囲内の数の予防要員については、予防業務の執行に支障のない範囲に限り、必要な数の予防要員をもって充てることができる。ただし、第一号に掲げる数から第二号に掲げる数を除いて得た数に相当する予防要員の数が二人に満たない場合は、この限りでない。

一 前条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる数を合算して得た数

二 前条第一項第二号に定める数の二分の一を超えない範囲内の数に相当すると認められる予防要員をもって充てることとされる予防要員の数

4 前項の場合において、次の各号に掲げる業務を行うに当たっては、当該各号に定める要件を満たす予防要員をもって充てなければならない。

一 消防法第十七条に基づき消防用設備等（消火器具を除く。）の設置が義務づけられている共同住宅に対する立入検査業務
前条第三項に規定する予防技術資格者であること。

二 前号に掲げるもの以外の共同住宅に対する立入検査業務
消防学校の教育訓練の基準（平成十五年消防庁告示第三号）第五条第二項第三号に規定する予防査察科を修了した者又は同等以上の知識及び技術を有すると認められる者であること。

三 共同住宅又は一戸建て住宅に対する防火指導業務
当該業務の執行に必要な知識及び技術を有すると認められる者であること。

任の救急隊の隊員を配置することが困難である場合には、当該消防ポンプ自動車に搭乗する消防隊の隊員は、救急自動車に搭乗する救急隊の隊員と兼ねることができる。

3 前条の規定にかかわらず、同条第一項第三号に定める数に相当する要員の数については、交替制により勤務する職員をもって充てることができる。この場合において、当該職員は、警防、救急等の業務に従事することができる。

（新設）

(消防本部及び署所の消防職員の総数)

第三十四条 消防本部及び署所における消防職員の総数は、次の各号に掲げる数を合算して得た数を基準として、勤務の体制、業務の執行体制、年次休暇及び教育訓練の日数等を勘案した数とする。

一 消防本部及び署所の管理する消防用自動車等のうち非常用消防用自動車等以外のものを常時運用するために必要な消防隊、救急隊、救助隊及び指揮隊の隊員の数(ただし、消防隊の隊員については、火災の鎮圧等に支障のない範囲内で、消防用自動車等のうち複数数のものについて

、一の消防隊が搭乗することを、消防本部の規模及び消防用自動車等の保有状況等を勘案して消防庁長官が定めるところによりあらかじめ定めている場合にあつては、当該複数数のものそれぞれを常時運用とした場合に、それぞれについて必要となる消防隊の隊員の数のうち最大のものとする。)

二 第三十一条に規定する通信員の数

三 第三十二条第一項に規定する予防要員の数

四 消防本部及び署所の総務事務等(消防の相互応援に関する業務を含む。)の執行のために必要な消防職員の数

(削る)

(削る)

2 前項の規定により消防職員の総数を計算する場合においては、前条第一項及び第二項の規定により消防ポンプ自動車、はしご自動車

又は化学消防車に搭乗する消防隊の隊員が救急自動車に搭乗する救急隊の隊員と兼ねる場合にあつては、前項第一号中「ただし」とあるのは「ただし、救急隊の隊員を兼ねる消防隊の隊員については、当該消防隊の隊員が搭乗する消防ポンプ自動車、はしご自動車 又は化学消防車を常時運用するために必要な消防隊の隊員の数とし」と、前条第

(消防本部及び署所の消防職員の総数)

第三十六条 消防本部及び署所における人員の総数は、次の各号に掲げる数を合算して得た数を基準として、勤務の体制、業務の執行体制、年次休暇及び教育訓練の日数等を勘案した数とする。

一 消防本部及び署所の管理する消防ポンプ自動車等及び特殊車等を常時運用するために必要な消防隊、救急隊及び救助隊の隊員の数(ただし、消防隊の隊員については、火災の鎮圧等に支障のない範囲内で、消防用自動車等のうち複数数のものについて、災害の状況に応じて、そのいずれかひとつに、一の消防隊が搭乗することを

あらかじめ定めている場合にあつては、当該複数数のものそれぞれを常時運用とした場合に、それぞれについて必要となる消防隊の隊員の数のうち最大のものとする。)

二 第三十一条第三項に規定する救助のための要員の数

三 第三十二条第一項に規定する指揮隊の隊員の数

四 第三十三条に規定する通信員の数

五 第三十四条第一項に規定する予防要員の数

六 消防本部及び署所の庶務の処理等のために必要な人員の数

2 前項の規定により人員の総数を計算する場合においては、前条第一項及び第二項の規定により消防ポンプ自動車、はしご自動車、屈折はしご自動車又は化学消防車に搭乗する消防隊の隊員が救急自動車に搭乗する救急隊の隊員と兼ねる場合にあつては、前項第一号中「ただし」とあるのは「ただし、救急隊の隊員を兼ねる消防隊の隊員については、当該消防隊の隊員が搭乗する消防ポンプ自動車、はしご自動車、屈折はしご自動車又は化学消防車を常時運用するために必要な消防隊の隊員の数とし」と、前条第三項

三項の規定により予防要員について警防要員をもって充てる場合にあつては、前項第三号中「予防要員の数」とあるのは「予防要員の数から警防要員をもって充てる数を除いた数」と読み替えるものとする。

(消防団の設置)

第三十五条 消防団は、地域防災力の中核として将来にわたり欠くことのできない代替性のない存在として、一市町村に一団を置くものとする。ただし、市町村の合併等消防団の沿革その他の特段の事情がある場合は、一市町村に二団以上置くことができる。

(消防団の業務及び人員の総数)

第三十六条 消防団は、次の各号に掲げる業務を行うものとし、その総数は、当該業務を円滑に遂行するために、地域の実情に応じた必要な数とする。

一 三 (略)

四 地震、風水害等の災害の予防、警戒及び防除並びに災害時における住民の避難誘導等に関する業務

五 武力攻撃事態等における警報の伝達、住民の避難誘導等国民の保護のための措置に関する業務

六 地域住民(自主防災組織等を含む。)等に対する指導、協力、支援及び啓発に関する業務

七・八 (略)

(削る)

の規定により予防要員について第三十四条第一項第三号に定める数に相当する要員の数を交替制により勤務する職員をもって充てる場合にあつては、前項第五号中「予防要員の数」とあるのは「予防要員の数から第三十四条第一項第三号に定める数に相当する要員の数を除いた数」と読み替えるものとする。

(消防団の設置)

第三十七条 消防団は、
一市町村に一団を置くものとする。ただし、市町村の合併等消防団の沿革その他の特段の事情がある場合は、この限りでない。

(消防団の業務及び人員の総数)

第三十八条 消防団は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

一 三 (略)

四 地震、風水害等の災害の予防、警戒、防除等に関する業務

五 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する業務

六 地域住民等に対する協力、支援及び啓発に関する業務

七・八 (略)

2 消防団における人員の総数は、次の各号に掲げる数を合算して得た数とする。

一 消防団の管理する動力ポンプの種類ごとに、第二十九条第一項及び第二項に規定する消防隊の隊員の数

二 大規模な災害時等における住民の避難誘導に必要な数として

<p>第三十七条 (略)</p>	<p>3 、消防団の管轄区域の小学校区内の可住地面積を○・○六平方 キロメートルで除して得た数に一・一を乗じ、地震、風水害そ の他の自然災害の発生の蓋然性等を勘案した数を加えた数 前項の場合において、同項第二号に規定する○・○六平方キロ メートルについては、人口密度、地域における諸事情等を勘案し て増減させることができる。</p> <p>第三十九条 (略)</p>
------------------	--

○ 消防団の装備の基準 (昭和六十三年消防庁告示第三号)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(防火衣一式) 第四条 消防団は、動力消防ポンプ(消防団の管理するものに限る 。以下同じ。)ごとに消防力の整備指針(平成十二年消防庁告示</p>	<p>(防火衣一式) 第四条 消防団は、動力消防ポンプ(消防団の管理するものに限る 。以下同じ。)ごとに消防力の整備指針(平成十二年消防庁告示</p>

<p>第一号) 第二十七条第一項及び第二項の規定による消防隊の隊員の数に相当する数に地域の实情に依じて必要な数を加えた数の防火衣一式を配備するものとする。</p> <p>2(4) (略)</p>	<p>第一号) 第二十九条第一項及び第二項の規定による消防隊の隊員の数に相当する数に地域の实情に依じて必要な数を加えた数の防火衣一式を配備するものとする。</p> <p>2(4) (略)</p>
---	---

○ 消防力の整備指針第三十四条第三項に基づき、予防技術資格者の資格を定める件 (平成十七年消防庁告示第十三号)
 (傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(予防技術資格者の資格)</p> <p>第一条 消防力の整備指針 (平成十二年消防庁告示第一号) 第三十条第三項に規定する火災の予防に関する高度な知識及び技術を有するものとして消防庁長官が定める資格を有する予防技術資格者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(予防技術資格者の資格)</p> <p>第一条 消防力の整備指針 (平成十二年消防庁告示第一号) 第三十条第三項に規定する火災の予防に関する高度な知識及び技術を有するものとして消防庁長官が定める資格を有する予防技術資格者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一・二 (略)</p>

○ 消防水利の基準の一部を改正する件 新旧対照条文
 消防水利の基準（昭和三十九年消防庁告示第七号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第一条 この基準は、市町村の消防に必要な水利について定めるものとする。</p> <p>第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項の規定に基づき配置する消防水利は、消火栓のみに偏することのないように考慮しなければならない。</p> <p>4 第一項及び第二項の規定に基づき消防水利を配置するに当たっては、大規模な地震が発生した場合の火災に備え、耐震性を有するものを、地域の実情に応じて、計画的に配置するものとする。</p>	<p>第一条 この基準は、市町村の消防に必要な最少限度の水利について定めるものとする。</p> <p>第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項に定める配置は、消火栓のみに偏することのないように考慮しなければならない。 （新設）</p>